

令和8年度 総務部事業計画（案）

1. 基本方針

司法書士制度が誕生し、150年以上の時が経過した。司法書士は、「身近なくらしの中の法律家」として、市民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に向けて地道な努力を続けてきた。現在の司法書士制度は市民のための法律家としての不断の努力の上に成り立っており、「生成途中の法律家」と称される司法書士は、今後も社会の負託に応え続けていく必要がある。先達の努力に感謝と敬意を示すとともに、変化の激しい現在において、より一層市民にとって有用な制度を構築し、次の世代に引き繋ぐことが今を生きる我々の責務である。

我々の執務を巡る環境は目まぐるしく変化している。司法書士の取組みが特に期待されている空き家・所有者不明土地問題に関しては、令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化された他、本年2月2日から所有不動産記録証明制度が新設され、本年4月1日からは登記官による登記名義人の死亡等の事実の職権登記及び住所等変更登記の申請義務化がスタートした。また、成年後見制度や遺言制度の見直しが予定されている他、民事訴訟手続きのデジタル化においては本年5月21日から訴状や証拠等のオンライン提出や訴訟記録の電子化及びオンライン閲覧が始まる予定であり、簡裁訴訟代理等関係業務、裁判所提出書類作成業務に加えて司法書士による本人サポートの積極的な活用が求められる。さらには、連合会の規程基準見直しを受け改正した依頼者等の本人確認等に関する規程（本年6月1日施行予定）においては、本人確認等につき、最新の犯罪収益移転防止法を遵守することに加えて、職責に基づきリスクベース・アプローチに則った対応が求められることが明確化された。

こうした激動の時代において会員が引き続き適正に職務を全うしていくために、当会としては会員に対する適時適格な情報提供に万全を期すとともに、今後の制度発展を見据えた各種業務の取組促進を図っていく。

また、デジタル化やDXの進展が著しい現在、登記申請書類の自動作成サービスの出現等、民間事業者の進出による弊害や権利侵害、司法書士法違反が疑われる報告も増加している。何ら制度的能力担保がされていない者が行う粗悪なサービスの存在は、登記の安定性、信頼性を損なうだけでなく、法律専門家による質の高いリーガルサービスを受ける機会を市民から奪うことになる。また、こうした民間事業者と不適切な連携をとる司法書士も全国的

に散見される。こうした民間事業者等に対しては、事実確認や警告を行うとともに、会員に対して情報提供等を行うなど適時適切に対処する。

会員が安心してプロフェッションとして業務に取り組める環境を整えるとともに、権利擁護活動を活発化させ、司法書士制度の更なる発展を図るのが司法書士会の役割である。そして、司法書士会を支えるのは会員一人ひとりの力の結集に他ならない。様々な状況にある会員が、可能な範囲で、楽しみながら会務に携われるよう、会務運営の更なる改善も図っていく。

以上を踏まえ、今年度は、以下の事業に取り組む。

2. 事業項目

- (1) 犯罪収益移転防止法その他法改正への対応
- (2) 司法書士行為規範への対応
- (3) 相続登記促進事業・空き家、所有者不明土地問題への対応
- (4) オンライン登記申請の推進・民事裁判手続のIT化への対応
- (5) 財産管理業務における司法書士関与の推進
- (6) 民事事件・家事事件における司法書士関与の推進
- (7) 司法書士業務に関する情報提供
- (8) 会務運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- (9) 事務局執務の支援
- (10) 非司法書士への対応
- (11) 苦情申立等への対応、綱紀に関する事務
- (12) 会館の維持管理、修繕
- (13) 各種規程等の見直し
- (14) その他総務部に属する事業

3. 相続登記促進にかかる集中戦略（各部横断事業）

(1) 趣旨

相続登記申請義務化や空き家、所有者不明土地問題を受けて、相続登記に関する相談は増加傾向にある。令和6年4月1日施行の相続登記申請義務化では施行日前に開始した相続も対象とされており、令和9年4月には相続登記申請義務違反として過料の対象となる事例も発生することから、今年度はより一層、相続登記に関する相談、事件依頼の需要が増えることが予想される。

一方、民間事業者による相続登記参入が顕著で、民間事業者と自治体との

連携も徐々に進行しており、茨城県内でも一部自治体で冊子頒布やWEBページ提供が行われている。

こうした状況を受け、司法書士による相談や課題解決に向けた取組みを促進し、司法書士の適切な事件処理により市民の権利を擁護するため、今年度を相続登記促進にかかる集中的対応期間とし、以下の6本の重点的項目のもと集中戦略を実施する。

(2) 実施項目

① 無料相談会の毎月開催による受任促進

- ・ 「毎月開催！司法書士による相続無料相談会」
- ・ 事前予約制による対面相談（令和8年4月1日スタート）
- ・ 毎月第1水曜日（休日の場合は第2水曜日）
- ・ 各事務所につき予約制、先着4組（1組につき相談時間30分）
- ・ 相談員は全会員

② 広報の集中的強化

- ・ ラジオ放送
- ・ 新聞広告
- ・ ポスター、チラシの配布
- ・ 市町村広報誌への掲載
- ・ 当会ホームページ（特設ページの開設）
- ・ プレスリリース等

③ 自治体等との連携強化

- ・ 県内44市町村を訪問し連携を強化

④ 会員の負担軽減

⑤ 非司行為への厳正な対応

⑥ 研修による相談員の能力担保